

その他留意事項について

1 障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について

現時点において、令和元年度に行政処分を受けた事業者は、ありません。

2 衛生管理等について

障害福祉サービス事業所等は、障がい者や障がい児が集団で生活・活動していることを十分認識の上、腸管出血性大腸菌やノロウイルス、レジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要となります。

また、インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、社会福祉施設等における集団感染等の問題が指摘されており、障害福祉サービス事業所等においても十分な注意が必要です。

市としても随時電子メールで国の通知等を送信しておりますが、感染症等の流行のおそれがある場合、新型コロナウイルスに関する情報を含めた情報を適宜、以下の HP などでご覧させていただくとともに、たとえば施設内の感染対策委員会などを開催するなど、感染症の予防およびまん延の防止に万全を期すようお願いいたします。

○ 感染症、食中毒に対する予防対策等について

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019021200021/files/6-1-5.pdf>

○ 保育所における感染症対策ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintouji-doukateikyoku/0000201596.pdf>

○ 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○ 新型コロナウイルスに関する事業者・職場の Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00002.html

3 非常災害対策について

平成28年度の台風による水害等の被害が発生したことから、火災に加え、地域の特性（沿岸・山間地域の別や土砂災害危険の有無等の立地環境）等を考慮して、地震、津波、風水害その他の自然災害に係る対策の取組が必要となっておりますので、あらためて函館市防災ハザードマップ等を確認のうえ非常災害に係る対策の強化をお願いします。

また、平成29年5月19日に「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、「水防法」および「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務化されたところです。この避難確保計画を作成・変更した際は、市への報告が必要となります。

避難確保計画の作成・点検に当たっては、国交省の「避難確保計画の作成の手引き」、 「避難計画点検マニュアル」の他、次の北海道の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」も参考としてください。

- 函館市防災ハザードマップ web 版について
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017092500033/>
- 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（北海道）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

4 防犯対策について

平成28年7月末に神奈川県相模原市所在の障害者支援施設において殺傷事件が発症したことから、「殺害、爆破などの予告」、「不審者らによる施設等内への侵入」、「その他外部からの不法行為」などの危機発生またはこれが想定される場合、早急に警察への通報を行う等の事業所での対処を含め、障害支援施設等の入所者等の安全確保について務めるよう、防犯対策の強化をお願いします。

- 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（通知）
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/H280726anzenkakuho.pdf>
- 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）
<http://www.roken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2016/09/bouhan.pdf>